

## 幡頭神社について

### 幡頭神社 2棟

境内社熊野社本殿、境内社神明社本殿

所在地：西尾市

所有者：宗教法人 幡頭神社

指定基準：歴史的価値の高いもの

### 【概要】

幡頭神社は三河湾を望む蛭子岬の突端に位置する。本殿と境内社熊野社本殿、境内社神明社本殿の3棟が並び立ち、室町後期建立の本殿はすでに重要文化財に指定されている。熊野社は寛永18(1641)年の建立で、入母屋造<sup>1</sup>妻入<sup>2</sup>の正面に庇を付す独特の形式を持つ。神明社は江戸前期の建立で、流見世棚造<sup>3</sup>としては比較的規模が大きい。異なる形式の社殿が三棟並立する姿は、近世初頭以来の景観を伝え、歴史的価値が高い。既指定の本殿とあわせ保存を図る。

入母屋造<sup>1</sup> 上部においては切妻造（長辺側から見て前後2方向に勾配をもつ）、下部においては寄棟造（前後左右四方向へ勾配をもつ）となる構造をもつ屋根。

妻入<sup>2</sup> 建物の妻側（屋根の頂部である棟と直角の方向になる側）に出入口のあるもの。

流見世棚造<sup>3</sup> 社殿で正面に階段がなく、屋根が前に曲線形に長く伸びて庇となったもの。



幡頭神社境内社熊野社本殿(左)、本殿(中央)、境内社神明社本殿(右) 提供：西尾市